

# 住宅用火災警報器の 悪質訪問販売 に注意してください！

平成十六年の消防法の改正に伴い、新築住宅には平成十八年六月一日から、既存住宅には各市町の条例で定める日(津市は平成二十年五月三十一日まで)には設置から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置及び維持が義務付けられることとなりますが、最近、これに便乗した火災警報器の不適正取引と考えられる事例が全国各地で発生しています。

昨年(平成十八年)の十二月下旬に、津市白山町地内の高齢者宅において、五十歳代の男性が、「今年中に火災警報器をつけたいといけない。回覧で回っているはず、周りの家はみな付けた。」と、契約書と思われる紙に名前と電話番号を記入している、もう一人の男性が家の中に入って、火災警報器を台所に一個設置した。この家人は、代金を支払ったが領収書はもらえなかったという悪質な訪問販売の被害にあった事案が発生しました。

**高齢者宅をターゲットに！**

悪質な訪問販売に遭わないために次のことに注意して下さい。



住宅用火災警報器

- × 消防職員が、住宅用火災警報器を販売することはありません。
- × 消防署の方からきました。
- × 消防署から許可を得て回っています。
- × 住宅用火災警報器は、個人でも容易に取り付けられますが、設置を依頼する場合は、事前に見積りを取り、工事内容をよく確認して依頼して下さい。
- × この火災警報器でないとダメです。
- × すべての部屋に必要です。
- × 今すぐに取り付けが必要ですが、いっしょに言葉巧みに設置を持ちかけます。
- もし不審に思ったら、はつきり断りましょう。
- 書類契約書には、押印やサインをしないこと。
- 相手が脅迫的な言動に出た時は警察に通報しましょう。
- 住宅用火災警報器は、クーリング・オフ制度の対象です。



購入の際には、日本消防検定協会の鑑定マーク「NS」マークのついたものをお願いします。

クーリングオフに関する問い合わせ先  
三重県消費生活センター  
TEL 〇五九 二三八 二二二二

### 12月中の 火災・救急・救助統計

( )内は今年の累計  
前年累計同期比 減

|    |      |        |           |      |
|----|------|--------|-----------|------|
| 火災 | 出火件数 | 10件    | (154件)    | 8件   |
| 救急 | 出動件数 | 1,031件 | (11,090件) | 280件 |
| 救助 | 出動件数 | 15件    | (128件)    | 14件  |

消防情報 津消防タイムズなど消防関係ページは、津市ホームページ(アドレスは下記に表示)のトップページ生活情報の消防情報からご覧下さい。

### あなたのやる気を ぜひ消防団に!

#### 市内各地域で 消防団員募集

**応募資格** 市内に在住又は在勤の18歳以上の人  
**活動内容** 消防団活動  
**処遇** 条例の規定により、報酬及び手当を支給します。

お問い合わせ先  
各総合支所総務課又は  
中署庶務予防担当まで

輝かしい二〇〇七年が始まりましたが、一月十八日未明には、北海道北見市のガス漏れ事故で三名死亡、同日には、兵庫県宝塚市のカラオケ店の火災で二名死亡と年の早々から、痛ましい事故が発生し、尊い命が奪われました。

さて、本年は阪神・淡路大震災から十二年が経ち、現地では、犠牲になられた方の追悼式が催されました。改めてご冥福をお祈りします。

当消防本部においても、「色々な教訓を残してくれたこの大震災を風化させてはならない。」と様々な訓練などに取り組んでいます。自然の驚異には逆らえませんが、災害のない一年であってほしいものです。

(勝谷公起)

### 2月の主な行事予定

| 実施日     | 行事・訓練名            | 場所          |
|---------|-------------------|-------------|
| 2/2     | 三重県内高速道路消防連絡協議会訓練 | 鈴鹿市         |
| 2/4     | D I G演習           | 津市役所        |
| 2/9     | 第3回三重県図上訓練        | 三重県庁        |
| 2/12・13 | 津市消防団 先進地視察研修     | 和歌山市<br>その他 |

消さないで あなたの心の 注意の火。  
平成18年度全国統一防火標語